



福島医発第3349号（地）
平成28年 3月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

北里第一三共ワクチン株式会社の回収対象となったMRワクチン及び
麻しんワクチン接種後の抗体検査、追加接種の実施等の期限について

「北里第一三共ワクチン株式会社のMRワクチンおよび麻しんワクチン自主
回収後の同社の対応について」については、平成28年2月16日付福島医発
第2995号（地）をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、上記文書における抗体検査・追加接種の実施及びその費用請求の期限
に関して北里第一三共ワクチン株式会社より別添の依頼が日本医師会宛てにな
されており、同社としては、抗体検査・追加接種の実施とその費用請求の期限
を原則として本年5月末までとし、事情によりそれまでに実施できない場合は
2017年3月末までの実施、同年4月末を最終的な請求期限としたいとして
おり、日本医師会ではこれを了承することとした旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴
会会員への周知方よろしくお願いいたします。

本件に関する問合せ先：北里第一三共ワクチン株式会社 0120-901-607

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ266F)

平成28年3月15日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

北里第一三共ワクチン株式会社の回収対象となったMRワクチン及び
麻しんワクチン接種後の抗体検査、追加接種の実施等の期限について

「北里第一三共ワクチン株式会社の回収対象となったMRワクチンおよび麻しんワクチン自主回収後の同社の対応について」は、平成28年2月10日付(地Ⅲ234)をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、上記文書における抗体検査・追加接種の実施及びその費用請求の期限に関して北里第一三共ワクチン株式会社より別添の依頼がまいりました。

同社としては、抗体検査・追加接種の実施とその費用請求の期限を原則として本年5月末までとし、事情によりそれまでに実施できない場合は2017年3月末までの実施、同年4月末を最終的な請求期限としたいとしており、本会としまでもこれを了承することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先：北里第一三共ワクチン株式会社 0120-901-607

2016 年 3 月 14 日

日本医師会
常任理事 小森 貴 先生 御侍史

北里第一三共ワクチン株式会社

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

昨年 10 月 30 日から当社の MR ワクチンおよび麻しんワクチンの一部自主回収におきまして、会員の先生方ならびに被接種者と保護者の皆様方に、多大なるご心配とご迷惑をお掛けし続けていることをお詫び申し上げます。自主回収後の抗体検査及び追加のワクチン接種対応につき、2 月 10 日に日本医師会会員様に周知いただきまして、感謝申し上げます。

今般、厚生労働省通知(2015 年 10 月 30 日付 健健発 1030)に鑑み、弊社 MR ワクチン 3 ロット (HF053A、HF054A、HF055A) を「麻しんウイルス力価の承認規格値が満たしていたと確認できない期間」に接種された方の麻しん抗体検査及び追加の接種の費用をお支払いする件につき、費用の請求期限の問合せが多く寄せられています。

つきましては、原則として実施期限を 2016 年 5 月末までとさせていただき、ご事情により抗体検査や追加接種が 2016 年 6 月以降に実施となる場合には、2017 年 3 月末までに実施、同 4 月末を最終的な請求期限とさせていただきたくご了承のほどお願い申し上げます。

合わせて、この旨を会員様に周知いただければ幸いです。

会員の先生方および従事される職員の皆様におかれましては、誠に申し訳ございませんが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

本件に関する問合せ先: 北里第一三共ワクチン株式会社 0120-901-607